

横植協会 02-14号

令和2年8月4日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会

045-201-2378

お知らせ第14号を送信します。

【海外から植物の種子・苗等が郵送されて来た場合について】

最近、注文をしていないのに海外から植物の種子が郵便で送られてくる事例が報道されています。海外から郵便で日本に届く植物の種子・苗等についても、植物防疫官による植物検査に合格したものでなければ輸入できないことが植物防疫法に規定されています。輸入植物検査に合格した場合には、外装に合格のスタンプが押印されています。外装に合格のスタンプのない（輸入植物検査を受検していない）植物が届いたら、未開封の状態に植物防疫所にご相談してください。別添又は以下の URL にて、海外から注文していない植物が郵送された場合、国際郵便物での植物の輸入についてをご参照下さい。

なお、注文していない植物の種・苗が届き、既に庭やプランター等に蒔いた場合や植え付けた場合でも植物防疫所にご相談して下さい。病虫害が付着している恐れがあります。

海外から注文していない植物が郵送された場合

<https://www.maff.go.jp/pps/j/information/200730.html>

国際郵便物での植物の輸入について

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/yubin/yubin.html>

植物防疫所への連絡先

横浜植物防疫所業務部種苗担当 045-211-7153

以上

植物防疫所

植物防疫所について (採用情報はこちら)	植物検疫情報	申請・手続き	統計・広報・刊行物	お問い合わせ
-------------------------	--------	--------	-----------	--------

[ホーム](#) > 海外から注文していない植物が郵送された場合は、植物防疫所にご相談ください

海外から注文していない植物が郵送された場合は、植物防疫所にご相談ください

令和2年7月31日

最近、注文をしていないのに海外から種子が郵便などで送られてくる事例があるようです。

植物防疫法の規定により、植物防疫官による検査を受けなければ、種子などの植物は輸入ができません。輸入時の検査に合格した場合は、外装に合格のスタンプ（植物検査合格証印）が押されます。

もし、輸入検査を受けていない（外装に合格のスタンプのない）植物が届いたら、そのままの状態、**最寄りの植物防疫所**にご相談ください。

なお、心当たりの無い種子が届いても、庭やプランターなどに植えないでください。また、種子がビニール袋に入っている場合は、ビニール袋を開封しないでください。

※送料をご負担いただけるのであれば、最寄りの植物防疫所に送付してください。植物防疫所で廃棄処分いたします。

※外装が未開封の場合、配達後に受け取りを拒否することもできますので、郵便局にご相談ください。

※輸出国植物防疫機関が発行した検査証明書（Phytosanitary Certificate）が添付されていない苗や種子は輸入ができません。

- ・郵便物の植物検疫に関する情報は、[こちら](#)をご参照ください。
- ・植物防疫所の連絡先は[こちら](#)をご参照ください。

公式SNS



[関連リンク集](#)

[バナーはこちら](#)

[農林水産省
トップページへ](#)

植物防疫所

住所：〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通
5-57 横浜植物防疫所
電話：[植物防疫所へのお問合せ先](#)
法人番号：5000012080001

[ご意見・ご質問](#)

[アクセス・地図](#)

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Yokohama Plant Protection Station, The Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan

植物防疫所

植物防疫所について (採用情報はこちら)	植物検疫情報	申請・手続き	統計・広報・刊行物	お問い合わせ
-------------------------	--------	--------	-----------	--------

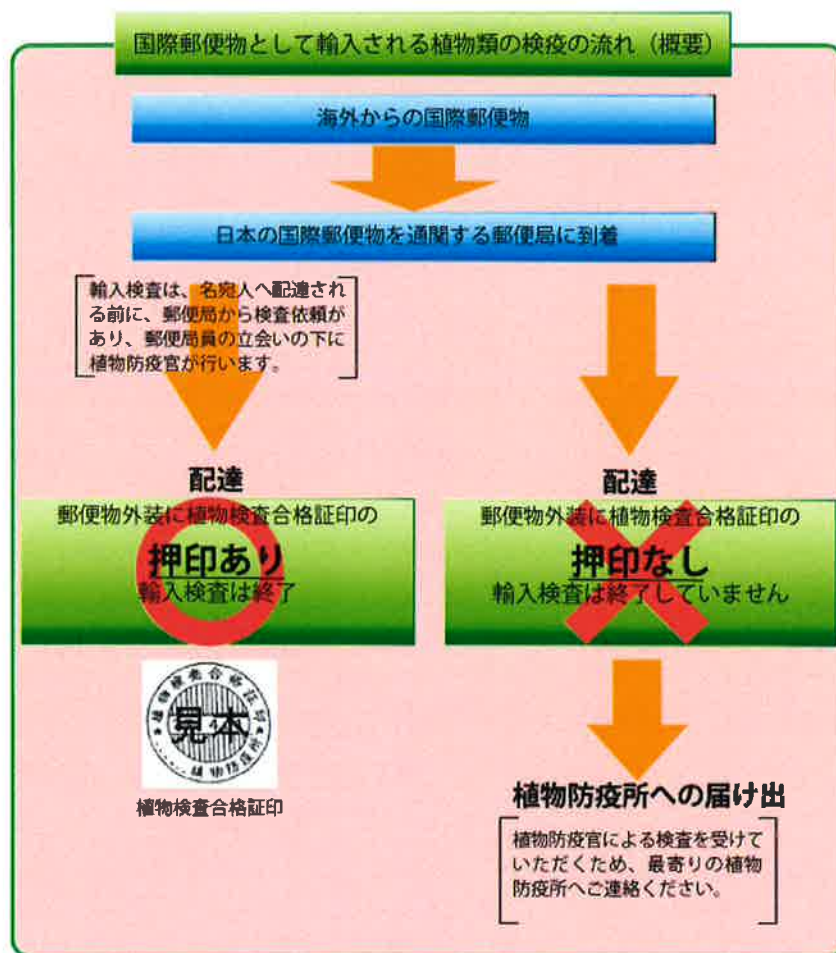
ホーム > [旅行者\(携行品\)](#)・郵便物 > 郵便物

郵便物

国際郵便物での植物類の輸入について

国際郵便物で植物類を輸入する場合には、商業用、研究用、個人消費等々の目的や数量に関わらず輸入検査を受けることが必要です（[植物防疫法](#)（昭和25年法律第151号）第8条）。

輸入された国際郵便物は、国際郵便物を通関する郵便局に到着します。郵便物の中に植物類が含まれていた場合には、郵便局から植物防疫所に検査依頼があり、郵便局員立会いの下に植物防疫官による輸入検査が行われます（[植物防疫法](#)第8条第4項、第5項）。



郵便物で植物類を輸入する場合は、「[国際郵便物で植物類を輸入する際の注意事項](#)」、「[よくあるご質問（海外旅行編）](#)」で確認していただくか、[最寄りの植物防疫所](#)へお問い合わせください。

国際郵便物で植物類を輸入する際の注意事項

国際郵便物で植物類を輸入する際は、以下の4点にご注意ください。特に1、2の事項に関する条件が満たされていない場合には、輸入が認められないことがあります。

1. 植物の輸入条件を確認！

輸出国と植物類の組み合わせで輸入条件が異なります。「持ち込みできないもの」や「輸出国での栽培地検査など特別な検疫条件が必要なもの」もあるため、輸入前に必ず植物防疫所ホームページで輸入の条件を確認（[輸入条件に関するデータベース](#)）するか[最寄りの植物防疫所](#)へお問い合わせください。

なお、植物防疫法以外に他法令（[ワシントン条約](#)、[外来生物法](#) など）で輸入が規制されている植物類があります。

2. 検査証明書の添付！

輸出国の植物検疫機関が発行する「[検査証明書 \(PDF: 9KB\)](#)」（植物検疫証明書又はphytosanitary certificateともいいます。）の添付が必要です（[植物防疫法第6条第1項](#)、[第2項](#)）。輸出国と植物類の組み合わせによっては、検査証明書に特別な記述（追記）がなければ輸入が認められないこともありますので、ご注意ください。

なお、検査証明書は、郵便物の内装に入れるか外装に添付して、発送していただくよう差出人へ依頼してください。

また、検査証明書を取得する際に輸出国の政府機関から日本政府の輸入許可証（import permits for plants）の提出を求められることがあります。日本は輸入許可証を発行する制度を採用していません。詳しくは「[輸入許可制度について](#)」をご覧ください。

3. 小包郵便物・小形包装物で輸入！

植物類は、小包郵便物・小形包装物で輸入してください（[植物防疫法第6条第4項](#)）。

4. 外装に「植物在中」等の記載！

郵便物の外装に「植物在中」、「植物検疫対象」、「Plant」、「Plant Seed」等のラベルの添付、記載をしてください（[ラベル例 \(PDF: 520KB\)](#)）。



小包郵便物の表示例



小型包装物の表示例

お手元に郵便物が届いた際の確認事項

1. 郵便物が届いた際には開封する前に、郵便物の外装に「植物検査合格証印」があることを確認してください！



植物検査合格証印

2. 「植物検査合格証印」がなければ、すぐに最寄りの植物防疫所へご連絡ください！

お手元に届いた郵便物の外装に「植物検査合格証印」がない場合は、検査を受けていない可能性があります。この場合は、開封することなくすぐに[最寄りの植物防疫所](#)にご連絡をお願いします（[植物防疫法第6条第5項](#)、[第8条第6項](#)）。

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



[関連リンク集](#)

[バナーはこちら](#)

[農林水産省
トップページへ](#)

植物防疫所

住所：〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通
5-57 横浜植物防疫所
電話：植物防疫所へのお問合せ先
法人番号：5000012080001

[ご意見・ご質問](#)

[アクセス・地図](#)

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて](#)・[著作権](#) [免責事項](#)